1　議　事　日　程（第１日）

（平成２２年第２回有田川町議会臨時会）

平成２２年１１月２９日
午前９時３０分開会
於　　議　　場

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	諸般の報告	
日程第４	報告第21号	専決処分の承認を求めることについて 　平成２２年度有田川町一般会計補正予算（第５号）
日程第５	議案第124号	有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第６	議案第125号	有田川町特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理者の指定について
日程第７	議案第126号	平成２２年度有田川町新金屋庁舎建築工事の請負契約について
日程第８	議案第127号	平成２２年度有田川町新金屋庁舎機械設備工事の請負契約について
日程第９	議案第128号	平成２２年度簡単第６号金屋地区簡易水道遠方監視装置設備工事請負契約について

2　出席議員は次のとおりである（１７名）

１番	増　谷　　憲	２番	堀　江　眞智子
３番	橋　爪　弘　典	４番	東　　武　史
５番	岡　　省　吾	６番	前　勢　利　夫
７番	湊　　正　剛	８番	佐々木　裕　哲
９番	森　本　　明	10番	殿　井　　堯
12番	楠　部　重　計	13番	新　家　　弘
14番	西　　弘　義	15番	中　山　　進
16番	竹　本　和　泰	17番	亀　井　次　男
18番	森　谷　信　哉		

3　欠席議員は次のとおりである（１名）

11番　坂　上　東洋士

4　遅刻議員は次のとおりである（なし）

5　会議録署名議員

５番	岡　　省　吾	14番	西　　弘　義

6　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の氏名（２１名）

町　　長	中　山　正　隆	副　町　長	山　﨑　博　司

清水行政局長	保田永一郎	会計課長	西尾幸治
総務課長	山田清美	企画財政課長	武内宣夫
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	大方肇	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	赤井康彦	税務課長	星田仁志
建設課長	東信行	産業課長	福原茂記
地籍調査課長	上岡重和	水道課長	前守
下水道課長	東敏雄	教育委員長	早田智代
教育長	楠木茂	学校教育課長	坂上泰司
社会教育課長	三角治		

７　職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（２名）

事務局長	山下時克	書記	池尻ひろ子

８　議事の経過

開会　９時３０分

○議長（前勢利夫）

おはようございます。

１１番、坂上東洋士君から、欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は、１７人であります。

定足数に達していますので、第２回有田川町議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから、平成２２年第２回有田川町議会臨時会を開会します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

開議　９時３１分

○議長（前勢利夫）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第１　会議録署名議員の指名……………

○議長（前勢利夫）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において、５番、岡省吾君、１４番、西弘義君を指名します。

……………日程第２　会期の決定……………

○議長（前勢利夫）

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日限りに決定しました。

……………日程第３　諸般の報告……………

○議長（前勢利夫）

日程第３、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長より提出された議案は、報告１件、議案５件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか２０人であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第４から日程第９までの報告１件、議案５件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、日程第４から日程第９までの報告１件、議案５件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成２２年第２回有田川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明を申し上げます。

報告第２１号は、平成２２年度有田川町一般会計補正予算第５号として、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。

今回の補正は、本年１０月９日発生の豪雨により、町道に災害が発生したことに伴い緊急に復旧する必要が生じたため、災害調査測量設計監理委託料として７５０万円の予算措置をするものであります。

補正後の予算総額は、１５４億５，４００万２，０００円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしましては、繰越金を充てることにいたしております。

議案第１２４号は、有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、人事院勧告に基づき、本町の職員においても国の改正措置をもとにして、期末・勤勉手当の支給率引き下げ及び給料月額を引き下げる改正を行います。また、総務大臣政務官通知によるチェックオフの整備推進の趣旨を踏まえ、給与から

の控除規定を新たに追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第１２５号は、有田川町特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字粟生７１０番地４、有田川町特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定により公募を実施し、選定委員会による同条例第４条に掲げる基準について、総合的な審査を経て、上告された意見をもとに、有田川町大字奥２２２番地１、社会福祉法人昭仁会双苑を指定管理者の候補者として選定したので、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条及び地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第１２６号は、平成２２年度有田川町新金屋庁舎建築工事を施工するため、平成２２年１１月１８日、８業者を指名し競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字明王寺２５８番地１、三洋建設株式会社代表取締役上野山泰生氏が３億９，７９５万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第１２７号は、平成２２年度有田川町新金屋庁舎機械設備工事を施工するため、平成２２年１１月１８日、８業者を指名し競争入札に付したところ、和歌山市中３６５番地１号、東洋熱工業株式会社和歌山営業所所長武内雄司氏が９，４３３万２，０００円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第１２８号は、平成２２年度簡単第６号金屋地区簡易水道遠方監視装置整備工事を施工するため、平成２２年１１月１９日、大阪市北区天満橋１丁目８番３０号、株式会社山武アドバンスオートメーションカンパニー関西支社支社長清水伸郎氏と６，４８９万円で随意契約をいたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（前勢利夫）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

休憩中に全員協議会を開きます。

なお、本日の全員協議会は、３階中会議室において行いますので、よろしくお願い

いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩　　９時３８分

再開　１１時３０分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前勢利夫）

再開いたします。

……………日程第４　報告第２１号……………

○議長（前勢利夫）

日程第４、報告第２１号、専決処分の承認を求めることについて、平成２２年度有田川町一般会計補正予算第５号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

……………日程第５　議案第１２４号……………

○議長（前勢利夫）

日程第５、議案第１２４号、有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

１番、増谷君。

○１番（増谷　憲）

議案第１２４号について、２点ばかり質疑をさせていただきます。

１点目は、今回の改正によりまして、１人当たり幾ら下がる計算になるのか。もう１つは、この総額が幾ら減額になるのか、この２点であります。

以上です。

○議長（前勢利夫）

企画財政課長、武内宣夫君。

○企画財政課長（武内宣夫）

増谷議員の質疑にお答えしたいと思います。

今回の人事院勧告の改正につきまして、当町におきましてどのぐらい影響があるかということでございます。１人当たりにつきまして７万１，０００円程度、そして全体で２，７００万円程度となっております。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

これから討論を行います。討論ありませんか。

１番、増谷君。

○１番（増谷　憲）

議案第１２４号、有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この議案には、人事院による民間給与との格差７５７円を解消するとして、５５歳を超える職員の支給額を１．５％引き下げ、４０歳以上の職員の月額平均０．１％引き下げ、ボーナスは０．２カ月分引き下げを勧告し、それに従う内容となっています。一般職員１人当たり平均、今御答弁いただいたように７万１，０００円、総額約２，７００万円にも上ります。過去最大規模の年収減となった昨年に続いての減収で、人事院勧告による減収が実施されて、１１年で１カ月約３８万円の減収になるとも言われています。

また、人事院勧告が出される前に給与削減が先に打ち出され、それに人事院勧告がついていくという、今までになかったやり方になっています。既に本町は財政危機を理由に職員給与のカットや駐車場料金徴収も行われており、さらに多くの職員は住宅ローンなどを抱えており、生活設計に大きな影響を及ぼします。

これら公務員の給与引き下げは、さらなる民間労働者の給与引き下げに連動するもので、いわゆるワーキングプアなど民間労働者の給与の低さが逆に問題であり、個々の改善が必要であり、まさに深刻な景気悪化の中で家計を応援し、内需主導型に切りかえるべきで、ルールある経済社会への歩みに逆行するものです。

以上の理由によりまして、今回の議案第１２４号に反対することを申し述べて討論といたします。

○議長（前勢利夫）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第６　議案第１２５号……………

○議長（前勢利夫）

日程第６、議案第１２５号、有田川町特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

１番、増谷君。

○１番（増谷　憲）

議案第１２５号について、質疑をさせていただきます。

町の条例には、指定管理者の指定についての手続に関する条例があります。この条例の第２条のただし書きの２項目には、「施設の趣旨、目的からして、公募は適当でないということに該当する場合はその限りでない」という項目が入っています。

きょうの本会議に入る前の全員協議会でも、指定管理者にしなければならない理由というのをお聞きしたわけですが、しかし明確にそうだという答弁ではなかったように私は感じました。唯一具体的になる部分として述べられたのは、経費の効率化を挙げられていたように思われますが、本来このしみず園は特別養護老人ホームということで、本当に職員の皆さんの日ごろのたいへんな努力によって入所者の生活を守っているという意味であります。ですから、今回のこの公募にはそぐわないというように思いますが、再度この点についていかがなのかどうか、指定管理しなければならない理由があるのかどうか伺いたいのと。

２つ目に、賃金などの労働条件はどのように提示されているのか。一恵会のときよりも下回らないという御説明をいただいているわけですが、この点についてでもいろいろ意見がございます。その点が２つ目。

３つ目に、この特養ホームの指定管理は、５年間という有期雇用になっていますが、これはこの施設の性格から言いますと、有期雇用は本来なじまない性格のものだと思いますが、いかがでしょうか。

４つ目に、引き続いて新しい管理者の雇用の希望状況はどうなっているのか、この点を伺いたいと思います。

○議長（前勢利夫）

　町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

　増谷議員の質疑にお答えをしたいと思います。

　何で指定管理でやらなくてはならなかったのかという話であります。今回も公募させていただいて、２社から応募がありました。何で公募をすんのなという話でありますけれども、今まで５年間、一恵会の方からお世話になってずっと運営をしていただいてました。もちろん増谷議員がおっしゃるように、そこには従業員が本当に親切に入所者と接してくれたという経緯があって、従業員の方には心から感謝をしているところであります。

　それと賃金についても、一恵会さんが今回また手を挙げてくれてたら別だったのですけれども、参加をしないということでありまして、もちろん今の従業員さんについては、一恵会の職員ということであります。それで、この方々の身分保障というのは、もちろん希望があれば何としても守ってあげなくてはならないということから、条件の中にもこれも入れさせていただいたし、賃金の方についても今までより下回らないという条件は出させていただいてます。それと同時に、人員の方も非常に今のところ少なくて苦労なされているという話も聞いていますので、そこら辺もしっかりと相手方に伝えさせていただいております。

　それから、５年間というのは短過ぎないかということでありまして、もちろん従業員の方が５年間で首になるのかというような不安があると思います。できれば、問題がなければずっとこれも継続でやっていきたいなと思っています。

（「担当課から、今の職員の引き継いだ雇用状況はどうなっているかという答弁をいただきたいのですが」と増谷議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

　答弁漏れがあるようでございますので。

　福祉課長、大方君。

○福祉課長（大方　肇）

　増谷議員の御質疑にお答えいたします。

　雇用状況ですけども、一恵会の方で調査していただいた結果、この１２月に２名退職されるということは聞いておりますが、あとの方については引き続いて来ていただけると、このように考えております。

　以上でございます。

○議長（前勢利夫）

　再質疑を許可します。

　１番、増谷君。

○１番（増谷　憲）

今の課長の答弁は、ちょっとあいまいなところがあると思うのですが。

再度、私、指定管理制度について問題点を指摘したいと思うんですけども。

特にこの指定期間ごとの公募の方法ということでやられるわけですけども、その中で、いわゆる指定管理者が選考されるということで、管理者には事業の継続性が保障されない。選考基準では、経営努力が求められるために人件費が削減され、専門性や経験豊かな職員の配置が困難になり、人的なサービスの質の低下をもたらすおそれがある。これは全国の事例から、こういうことが言われています。特に特養などの施設の運営については、専門性と継続性、安定性が求められます。その専門性は、組織と経験の中で培われます。

しかし、指定期間を超えて同じ団体に管理の継続を保障しない仕組みと、いわゆるコスト削減のもとで、管理者は労働者に指定期間に合わせた有期の雇用か、臨時・短時間などの非正規雇用しか実際に約束できない状況に追い込まれます。その結果、職員のやる気と専門性は低下し、利用者、町民との継続的な関係がなかなか確立できず、職員集団としてのチームワークもとりにくくなってくるのではないか。そうなりますと、サービスの質の低下や利用者の命にかかわる事故等の問題も発生しやすくなる要因ともなってまいります。こういうことが、公募の有無にかかわらず、結局、指定管理制度が続く限り、切りかえごとに労働条件の問題が必ずその都度その都度クローズアップされてまいります。

そこで、町の責任として総務省もこれを認めているわけですが。雇用責任は管理者にあるという立場でありますけれども、さまざまな団体からの要望にこたえて、「町が雇用の継続保障やあっせんを行うことは、制度上、禁止されていない。むしろ自治体である町が主体的に適切に判断してほしい」という答弁をしています。それで応募条件の中に、引き続き労働条件が引き下げられることなく、また労働者が働き続けられることなど、雇用の継承を明記すべきでありますが、町が指定管理に任せる施設の労働条件をあらかじめ定めて、管理者に遵守させるべきではないか。だから、今回の新しい管理者の賃金状況とかをお聞きしても、把握されていないということなので、これでは本当に今、職員が足らない中で一生懸命奮闘されている職員のそういう行為が報われるのかどうか、私は極めて疑問を感じているわけです。その点どうなのか。

それから今現在、運営は一恵会ですけれども。旧清水会との賃金比較をしましても、お渡しした資料を見ましてもかなり差が出ています。だから、その差額のところを基準にして考えるということですから、これでは本当に労働者の気持ちにこたえる状況ではないのではないかというふうに思いますが、その点、再度どうなのかということ。

もう一つ、ことしの１１月１１日に、参議院でこういう指定管理者の問題や非常勤職員の問題をうちの共産党議員が取り上げまして、その中で片山総務大臣が答えているのですが、「公務の継続性、安定性、公平性ということからいっても、本来、公務というのは任期のない常勤職員で運営するのが基本ではないか」という質問に対して、

総務大臣は、「全くそのとおりであります」という答弁をしています。もう一つは、「非常勤とか任期つきというものを、単に賃金の単価を削るためのやり方として使うということは、やはり本来のやり方ではない」と、私もそう思います。このように答弁をされています。

それから、こういうことも言ってます。「指定管理者制度というのは、公務員だけ、役所だけやっている仕事とか、とかくお役所仕事になりがちなので、そこに民間の活力と知恵と創意工夫を入れて行政サービスの質を上げようというのが目的だったわけだが、結果的にはその面よりも競争性を導入することによって、コストを下げるということの理由として使われていることが多い。その結果、うちの議員が言ったような問題が出てくるのではないかと思います」と答弁しています。それから、「従来、ともすれば、安かろうが、悪かろうが、単価を切り下げる理由として使われたという、こういう指定管理制度。そうではないんですよ、これはあくまでも行政サービスの質を向上させるための手段なんですよということを、改めて自治体の皆さんに認識していただくように、何らかの当方の意思を伝達したいと思っているところであります」と。これは指定管理者制度の問題点を総務大臣が答えて、こうあってはならないということを言っているわけです。

ですから、有田川町の場合も、今回の指定管理に当たって、こういうことが言えるのではないかというふうに考えますが。今回こういう議案が出てくる限り、労働条件の抜本的な改善と、先を見越して指定管理から町営に運営方法を変えていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

５年間では、身分保障があまりにも短いのではないかという御質疑であります。

今回、前の方が手を挙げられなかったということで変わったんですけれども、５年間続けていただいて、問題がなければまた継続という方法で、５年間済んだから、また新たに公募するというのではなしに、また問題がなければずっと継続でやっていただく方法で進めていきたいと思っています。

それで労働条件にしても、人数も若干、現場で聞きますと非常に少ないんだという話も聞いてますし、それも向こうには伝えてます。それと賃金の問題も最低今よりか下がらない方向でやっていただきたいという話も伝えてますし。町営でやってはどうかということでありますけれども、前の時代から、これは町営でやるより民間に委託したらよかろうという方向で進んできてますので、今後もできるだけ民間にやっていただけるところは、こういう施設に限らず民間委託をするという方向で今後行きたいなと思っています。

○議長（前勢利夫）

１番、増谷君。

○１番（増谷　憲）

最後の質疑になりますけれども。だから、こういう特養施設みたいなものは、そういう指定管理になじまないから、私が今言ったようなことが起こってて、国会に取り上げられて改善しなさいということになっているわけです。ですから、そこは改めるべきであると思います。

最後に、しみず園で働いている皆さんの思いを私は聞きました。これを申し述べて質疑を終わらせていただきますが、町長はどういう認識をされたのか、後でお伺いしたいと思います。

「指定管理者制度で民間委託されている今の状況では、就職希望者が少ないのが現状です。賃金や休みが減り、ベテランの職員が今日に至るまで数多く退職しました。残った職員で業務の負担を背負い、利用者の方に影響が出ないようにしながら、それでも人員不足、介護力の低下により、利用者の方に及んでいる影響は数多くあり、利用者の家族の方からも、「職員さんが忙しそうにしているけれど、何かあったんですか」と尋ねられることも出てきました。しみず園は、地元の方が自分たちが将来利用できればという思いもあり建てられたと聞きました。それは家を離れることになっても、地元で知っている人が少しでも多くいる場所で生活したいという思いがあるからだと思います。実際にしみず園以外の施設を利用されていた方が、しみず園を希望されて利用してくれるケースもあります。また、利用する施設が遠くなればなるほど、家族の方などは面会に行きづらくなり、会う回数も減るかもしれません。私たちは利用者のことを考えながら、よりよいサービスを提供できるよう日々頑張っています。ですが、指定の期間というものがある現状では先が見えず、自分の人生にもしみず園の未来にも不安を感じています。今は職員不足のため満床にさえできず、利用を希望されても断らざるを得ない状態です。職員の定着のためには安定と働きがいが大切だと思うのですが、今のしみず園にはそれがありません。しみず園がある意味を理解していただき、利用してくれている方々や働いている私たち、そしてこれらを利用してくれるであろう方々や就職希望をしてくれる人たちのために、どうか未来の見える安心して働ける施設にしてください。」これが皆さんの思いです。

町長、いかがですか。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

私も実は、しみず園の方と何回かお会いさせていただいて、お話も聞いてます。

やっぱりその職場というのは、ほんとうに働きがいあってこそ、利用者にもとことんサービスをできると、それは認識をしております。今後、またしみず園の職員さんと話し合いをさせていただいて、私が入れる部分であれば、しっかりと対応していき

たいなと思います。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑はありませんか。

８番、佐々木君。

○８番（佐々木裕哲）

話によると、今まで経営されてきた一恵会が旧清水町から引き継がれ、今日までずっと来たのですけども、その間に約６，０００万円程度の利益余剰金が出ているということを聞いております。きょう、全員協議会の場で配付された契約内容を見てみますと、第２２条に本施設にかかわる利用料金及び収入等については、今までの一恵会の方へ収入となるということになっているのですが、私も見てびっくりしたんですけれども、だれが見てもこの契約はおかしいのではないかと思います。もちろん、この契約はもう既に済んだ時点でございますので、今これをもとに戻すということは不可能でございますけれども、今後引き継がれる公益法人、名前も出ておりますけれども、そこへ当然引き継がれるべきものではないかと思うんです。というのは、利益余剰金といのは基金でございますので、今後あの建物の修理をどうするとか、また経営なりをやっていく従業員の方々、また施設等の備品、設備、そういうものに当然利益余剰金というのは使われるべきだと思います。これはどこの一般事業所、また法人関係であっても、当然基金というのは積んでおるわけなんですけれども、そのように引き継がれていくべきではないかと思います。それが、今後何かあったときに使うというのが基金の目的だと思います。

先ほどの全員協議会の場でも、副町長は一度交渉すると、一遍少しでもこちらの方へ返してもらうとかいうように、また今後引き継がれる企業の法人の方へ基金としてまた残しておくということを交渉すると言われたんですけれども、町長自身、しっかり一遍交渉をやっていただいて、この話を進めていただきたいと思います。本来、公益法人というのは利益を出してもうけて、その分だけもうけたから、もう手を引くというのは公益法人の目的ではございませんので、法人というのはもうけないように、もうけるんだったら利用者、またそこの従業員、またいろんな方々に利益を使うのが本来の目的でございますので、この６，０００万円を全額向こうへ渡すというようなことは決してないようにひとつお願いしたいと思います。その点、町長自身、どのようにお考えですか。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員の質疑にお答えしたいと思います。

今、僕も６，０００万円残っているか、幾ら残っているのか知りませんけれども、残っているという話は伺ってます。ただ今回、今の従業員さんが一応退職ということ

になるので、退職金とか、あるいは年休の残った分の買い取りとか、そういうのにも若干お金を、その分で使っていくのかそれはわかりませんけれども。なおかつ残ったお金については、施設の傷んだところを直してもらうとか、残金についてもできるだけ町の方へいただけないかという方向で交渉をさせていただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

町長に申し上げます。知りませんでは済まない問題です。そういうおおよそな答弁ではなしに、きちっと質問議員が数字を挙げていますので、それはそれできちっと認めていただかないと大変なことになりますので、その点について議長からの再答弁を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

済みません。大体去年度までには４，８００万円ほど残っています。それと、ことしの余剰来を入れたら、さらにふえるという方向であると聞いています。

○議長（前勢利夫）

８番、佐々木君。

○８番（佐々木裕哲）

再質疑させていただきます。

町長が交渉していただくということになっているのですけれども、ひとつその点は、契約は契約、しかし契約は甲乙のようになってますけれども、先ほど言ったように、公益法人はその利益をいただくというようなことは決してないようにひとつお願いしておきます。

従業員の退職金とかいうことも、今触れられましたけれども、まさか6，０００万円のお金を全部退職金へ回すというようなことは、私の個人的な考えでは、恐らくそんなこと、今までの一恵会は考えてないのではないかなと思いますので。もちろん建物の修理等も先ほど全員協議会で聞きましたけれども、やっぱり後引き継ぐ双苑さんの方へ、吉備苑の方へ引き継がれて、今後何らかのことがあったときには、それを使っていただくというのが本来の筋ではないかと思いますので、その点だけひとつよろしくお願いいたします。

○議長（前勢利夫）

９番、森本議員。

○９番（森本　明）

議案第１２５号について質疑をいたします。

先ほどから全員協議会で当局から説明を受けるのに、管理料を基金へ１００万円いただくだったかな。そういうような話でございますが、そういう幾らいただくとかいうようにすると、剰余金を出すように指定管理を受けた方は頑張ると思うんですよ。そういうことになると、剰余金を生まそうと思えば、入所者の福祉、また労働条件の

一つの赤というのか、言葉は悪いのですけれども、そういうことにつながりますので、それは剰余金が出た場合に、パーセントで何％とか、そういう契約の方がふさわしいのではないかと思うんです。そうでないと、幾ら持ってきなさいよと言ったら、それを生み出すのに必死になって、どうしても入っている人の待遇面とかいろんなことで支障を来すと思うので、その辺ひとつ御一考をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今回、議決いただいた後で、また契約というのを交わしますので、佐々木議員の先ほどの意見も踏まえて契約をしたいと思います。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

１番、増谷君。

○１番（増谷　憲）

議案第１２５号について、反対の立場から討論させていただきます。

特別養護老人ホームの運営には、専門性と継続性、安定性が求められます。その専門性は、組織と経験の中で培われます。しかし、５年という指定期間を超えて同一団体に管理の継続を保証しない仕組みと経費の削減が中心に置かれ、賃金が以前の清水会と比べても１級の最高額で４万２，０００円の引き下げ、２級では４万６，０００円の引き下げ、昇給も１，５００円前後にしかならない条件に、この間置かれてまいりました。そして、今回の新たな指定管理者の賃金条件も現段階で把握されておらず、この水準に合わすということを聞いているだけでは納得はいきません。

また、管理者は労働者に５年という指定期間に合わせた有期の雇用か臨時・短時間など、非正規雇用しか約束できない状況にあります。その結果、職員のやる気と専門性は低下し、ことしの８月末まで１６人の正規職員が退職をしています。利用者、町民との継続的な関係が築かれず、職員集団としてのチームワークもとりにくくなります。サービスの質の低下や利用者の命にかかわる事故等の問題も発生しやすくなる要因にもなりかねません。

総務省も、「町が雇用の継続保障やあっせんを行うことを禁止されていない、主体的に判断してもらいたい」と回答しています。町が労働条件をあらかじめ定め、管理者に遵守させるべきであります。また総務大臣の行政サービスの向上につながるよう

すべきであります。

最後に、しみず園で働く皆さんは、５年という指定期間がある限り先が見えず、自分の人生にもしみず園の未来にも不安を感じています。未来の見える、安心して働ける施設にするためにも、指定管理ではなく将来を見越して町の運営主体にかえていくことを申し述べて、反対の討論といたします。

○議長（前勢利夫）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第７　議案第１２６号……………

○議長（前勢利夫）

日程第７、議案第１２６号、平成２２年度有田川町新金屋庁舎建築工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

１番、増谷君。

○１番（増谷　憲）

議案第１２６号について、質疑をさせていただきます。

今回の契約金額が約４億近いという大きな額になっていますけれども。今回の工事に当たって、今の景気を考えて、分割発注や下請発注などはできないのかどうか、ひとつ答弁をお願いします。

それからもう一つは、バリアフリー化の問題ということで、障害者団体からも要請があったとお聞きしておりますが、その点どうなっているのか。

それから、工事が始まりますと、近隣住民への説明はどのようになされるのか、その点いかがでしょうか。

○議長（前勢利夫）

総務課長。

○総務課長（山田清美）

増谷議員の質疑にお答えします。

分割発注ということですけれども、この庁舎自体が一体化しているものでありま す

ので、分割発注ということはできないという形になっております。

また、バリアフリーに関しましては、今回の建築の趣旨の中で、バリアフリー化をするという形で対応させていただいております。

また、住民説明会等につきましては、中井原区等に建築前の説明等をさせていただいております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

１番、増谷君。

○１番（増谷　憲）

再度お聞きしますが、分割発注も考えられないことはないと思うんですが、せめて下請でも地元の業者に出すことも考えられないかどうか、その点もう一度お願いします。

○議長（前勢利夫）

総務課長。

○総務課長（山田清美）

今回の建築につきましては、地元業者が落札しております。また、機械設備等につきましては、できるだけ地元業者を使うような形の対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（前勢利夫）

１６番、竹本君。

○１６番（竹本和泰）

庁舎の建設面積について、１，６６７平米とお聞きしたところです。鉄骨構造２階建てということでお聞きしました。それには、教育委員会部局２課と町長部局４課が入るということなんですけれども、先ほどの全員協議会の中で教育委員会関係が出席しておられなかったので、２階については教育委員会部局が占めるわけですが、スペースには何ら問題ないんでしょうか。非常に狭いような気がするんですけれども、今後の見通しとしては問題ないのかどうか、確認だけしておきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

教育委員会を指名されておりますので、教育長の答弁を求めます。

──ちょっと待ってください。竹本議員、どちらから答弁させますか。

（「教育長、よろしくお願いします。スペースについては、十分検討されておると思いますので、その中でできた計画について問題ないのかどうか」と竹本議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

それでは町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

竹本議員にお答えをしたいと思います。

教育委員会が２階へ入るということは間違いございません。それと、スペースについても、十分１人当たりのスペースを考慮して設定をさせていただいてます。

○議長（前勢利夫）

ほかにございませんか。

１２番、楠部君。

○１２番（楠部重計）

議案第１２６号について、質疑を行いたいと思います。

今、同僚議員から質疑がございましたけれども。今回の入札に伴う件につきましても、特に一般質問でこの金屋庁舎の新計画について、計画の概要、あるいは配置計画、それから周辺整備等々についての質問をさせていただきましたけれども。直接関連してなんですけれども、入札の金額等々についてはわかりますけれども。この建設をされることについて、排水路がかつて金屋地区の本町通りがいつも排水が、利便性が悪くて洪水のときには困っておりますけれども。その点、まずこの前にも質問させていただきましたけれども、計画によって排水の方はどのように、うまく計画どおり進んでおりますかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

同じように関連してですけれども、今、現時点で庁舎の建設地の周辺が道路、国道、県道を整備されておりますけれども。役場へ行くたびに今の道路、庁舎の裏側は２車線で広くなっておりますけれども、旧庁舎への入り口が見た目にはもっと広くなるんではないかと。町の土地でありながら、入り口がただ歩道をつけただけのような状況でございます。今後、新しい庁舎ができ上がるに従って、旧庁舎の方は駐車場等々に整備されるということで聞いておりますけれども、その点、もっと、なぜ自分のところの土地でありながら、もっと広くできなかったのか。そのわけをお聞きいたしたいと思います。

新金屋庁舎の基本計画と、先ほどの答弁で、事務室、会議室等は変わりないと思いますけれども、質疑をいたしたいと思います。

○議長（前勢利夫）

建設課長。

○建設課長（東　信行）

庁舎の建設に伴いまして、今進めております国道の改修工事でありますけれども、現庁舎の取りつけのところにつきましては、私まだ２年目ですので、その前に、恐らく町と県とで協議されたものと思いますし、この交差点につきましては、警察と交差点協議を行わなければなりません。それで、今の設計のもとにやられているとは思いますが、その辺、再度県と協議しまして、確認していきたいと思います。

それから、庁舎の排水路につきましては、現段階では既設の排水路に流すものとは思いますけれども、今後この次の１２月以降の予算につきまして、また今度の庁舎から金屋橋までの間の排水路につきまして、測量設計、またそれ以後に工事と、こうい

う形で予算もお願いして進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ございませんか。

１２番、楠部君。

○１２番（楠部重計）

再質疑を行います。

排水計画については、有田川まで十分な計画をなされているようで理解いたしました。道の関連ですけども、旧庁舎への入り口が狭いというのは、前の課長がその計画を見ておるのだと思いますけれども、まあ、課長もことし変わったばかりで、その計画については十分認識してないかわかりませんけども。広いところから狭いところへ入って、今のところ役場のところへ入ると、こっち側のところがまだカーブも全然なされてないでしょう。だから、信号のところからこう入ってきたときに、そこまで広げてしまうというようなことをした方が交通のことがあってできないというようなことではないかなと思うんですけれども。ちょっと意味わかりますか。

Ａコープの方から来る場合は、役場へ入りやすくなって、本町の金屋の橋から行くと急に狭くなるということで、あのような形にしているのか。町有地であるので、もっと、そういうちょっと回答がわかりにくいんですけども。ここから来たら、役場へ入るのに広くなって、広過ぎたら前の散髪屋へ飛び込むようなことがあるので、今の現状のままにしてるん違うの。その辺ちょっとわかりにくいので。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

役場へ入るとこが狭いというわけですか。

（「そうよ。新計画してる、今、道をつけているところ、２車線に、歩道だけふえただけで、役場の自分ところの庁舎だけがまだ広くなってないという」と楠部議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

入るところが狭いということやろ。これ、ちょっとわかりませんけど、国道のいろんな絡みとかあるかもわかりません。一遍、それは再度県へ交渉させてもらいます。

それと同時に、これは余談ですけれども、間もなく魚長さんの元の店の土地、これも県の方で買っていただくようになってまして、あそこも隅切をとって見通しもよくなるし曲がりやすいということで。役場の入り口については、いろんな国道の制約とか、もしかしたらあるかもわかりません。もう一回交渉は近々させていただきます。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

１０番、殿井君。

○１０番（殿井　堯）

この新金屋庁舎についての周辺整備計画、これ多分庁舎に対しての周辺整備計画が出てくるので、周辺整備計画を聞いたら、今の質問とかはそういうふうなのはどういうふうになるか、こういうふうになるかという計画というのはあるので、それはまたもし、今回でなくてもいいですから、それを用意できてなかったらいいんですが、できていて返答ができるんでしたら、その周辺整備計画はどのようになって、どのようにしてますということを回答してもらえたらいいと思うんですけど。

○議長（前勢利夫）

総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

周辺整備というより、庁舎の外構等の整備計画、並びに今の文化保健センターへの道路部も入れた形の中での計画というのをまた作成。今現在、図面等を起こしてますので、起こして、また提示させていただきます。

○議長（前勢利夫）

１０番、よろしいですか。

（「はい、いいです」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第８　議案第１２７号……………

○議長（前勢利夫）

日程第８、議案第１２７号、平成２２年度有田川町新金屋庁舎機械設備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第９　議案第１２８号……………

○議長（前勢利夫）

日程第９、議案第１２８号、平成２２年度簡単第6号金屋地区簡易水道遠方監視装置整備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成２２年第２回有田川町議会臨時会を閉会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会　１２時２１分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長　　前勢利夫

５番議員　　岡　省吾

１４番議員　　西　弘義